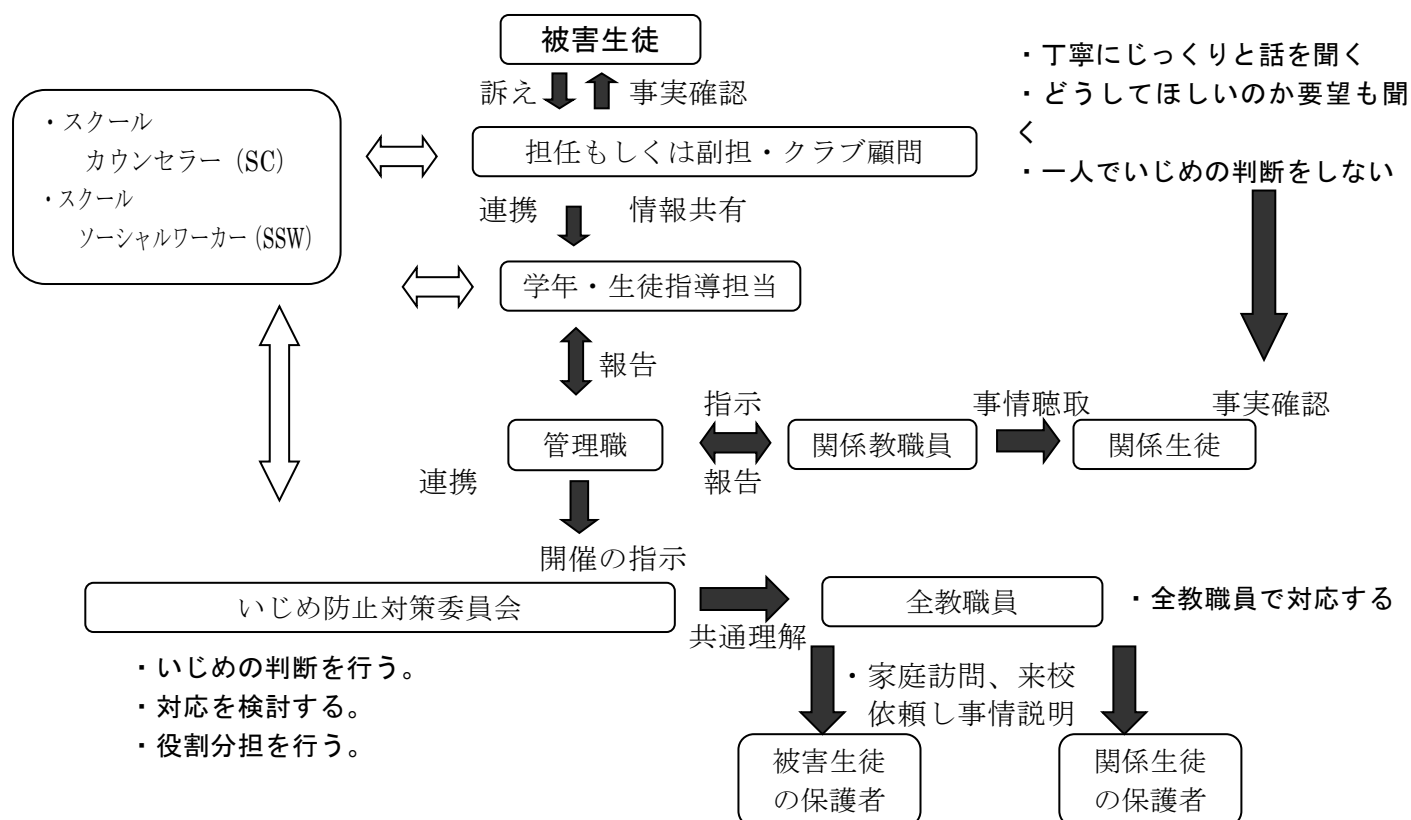


いじめ防止等に関する年間計画				
	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修①	学年・学級開き	授業参観	
5月		校外学習を通じた人間関係作り		
6月	小学校との連絡会			
7月	学校生活アンケート			
	三者懇談			
	学期末集計 点検・検証			
8月	校内研修② (?)	いじめ予防授業 ① ② ③ 時期は未定		
	小・中合同研修	学校風土・いじめ調査①		
9月				
10月		学校行事を通じた人間関係作り		
11月	学校教育アンケート			オープンスクール (その後、学級懇談会)
	学校生活アンケート			
12月	1, 2年学級懇談会			
	学期末集計 点検・検証			
1月	学校風土・いじめ調査②			
2月	学校生活アンケート		入学説明会	
3月	1, 2年学年懇談会			
	小学校との連絡会 年度末集計 点検・検証			

いじめ防止対策委員会（週1回定例＋臨時）
生徒指導連絡会（週1回定例＋臨時）

【組織的な対応の流れ】



【留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)

「いじめ対応プログラムI」(平成19年6月参照)

○いじめを訴えてきた生徒への対応

- ・生徒の心身の状態等に配慮し、生徒の立場を考えた上で、思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理し、丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をせず、複数の教師で連携する。
- ・対応やケアを継続するとともに引き続き様子を見ていく。

○いじめたと訴えられた生徒への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないよう、生徒の立場を考えた上で聞き取る。
- ・事実関係を正確に把握し、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの生徒から、個別に話を聞き、事実関係の擦り合わせを行いながら全体像をつかむ。
- ・目撃した生徒がいた場合、その生徒からも状況を聞く。
- ・スマートフォン等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

○いじめの防止対策委員会について

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるような詳細な役割分担を行う(誰が、いつ、どこで、何をするのか)。
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する(複数対応、電話では済ませない)。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対する「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域への状況説明」、「報道機関等への情報提供」などについて市教委と連携をとり、相談・協議する。